

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 ( 182109 )
地域名 (地域内農業集落名)	丸岡町北横地 ( 北横地 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月10日 ( 第 3 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は4.17haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、そば、野菜の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。  
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和41年に完了した丸岡土地改良事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っているため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

0

4 変更申請履歴

目標地図における農業を担う者が耕作する農地の除外3筆【農地転用】(令和7年6月) 目標地図における農業を担う者が耕作する農地の除外5筆【農地転用】(令和8年3月)
--------------------------------------------------------------------------------------